

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年12月新潟県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合は当該改正部分を改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職務）</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（職務）</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>